

「改正電子帳簿保存法の ポイント・導入と インボイス制度対応」

東京税理士会 日本橋支部

さくら中央税理士法人

代表税理士 安田 信彦

令和3年度改正の電子帳簿 保存法の概要について

～お客様のデジタル化の前に事務所の改革を～

2021年7月16日国税庁ホームページにて、
電子帳簿保存法の取り扱い通達趣旨解説
及び一問一答集が公開されました

さくら中央税理士法人
代表税理士 安田信彦

電子計算機を使用
して作成する帳簿
書類関係

スキャナ保存関係

電子取引関係

令和3年11月12日17時30分

お問合せの多いご質問（令和3年11月）

この追加問答集は、「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】（令和3年7月版）」の公表後、ご質問の多かった事項について追加問として整理し、集約したものです。

（本内容は、次回改訂時の「電子帳簿保存法一問一答」に反映されます。）

電子取引→紙出力禁止→だから

電子帳簿保存法承認申請廃止→だから

その他の電子帳簿認める→エクセル・複式簿記→なぜ

優良電子帳簿創設→旧電帳法→インセンティブ→なぜ

タイムスタンプ要件緩和→2か月+7営業日に統一なぜ

スキャナー保存・電子取引→改ざん→+重加算税10%+

検索要件「取引年月日」「取引金額」「取引先」3つ

当局もやっと気づいた

結論

電子帳簿保存法の帳簿の電子保存や
スキャナ保存は義務ではない

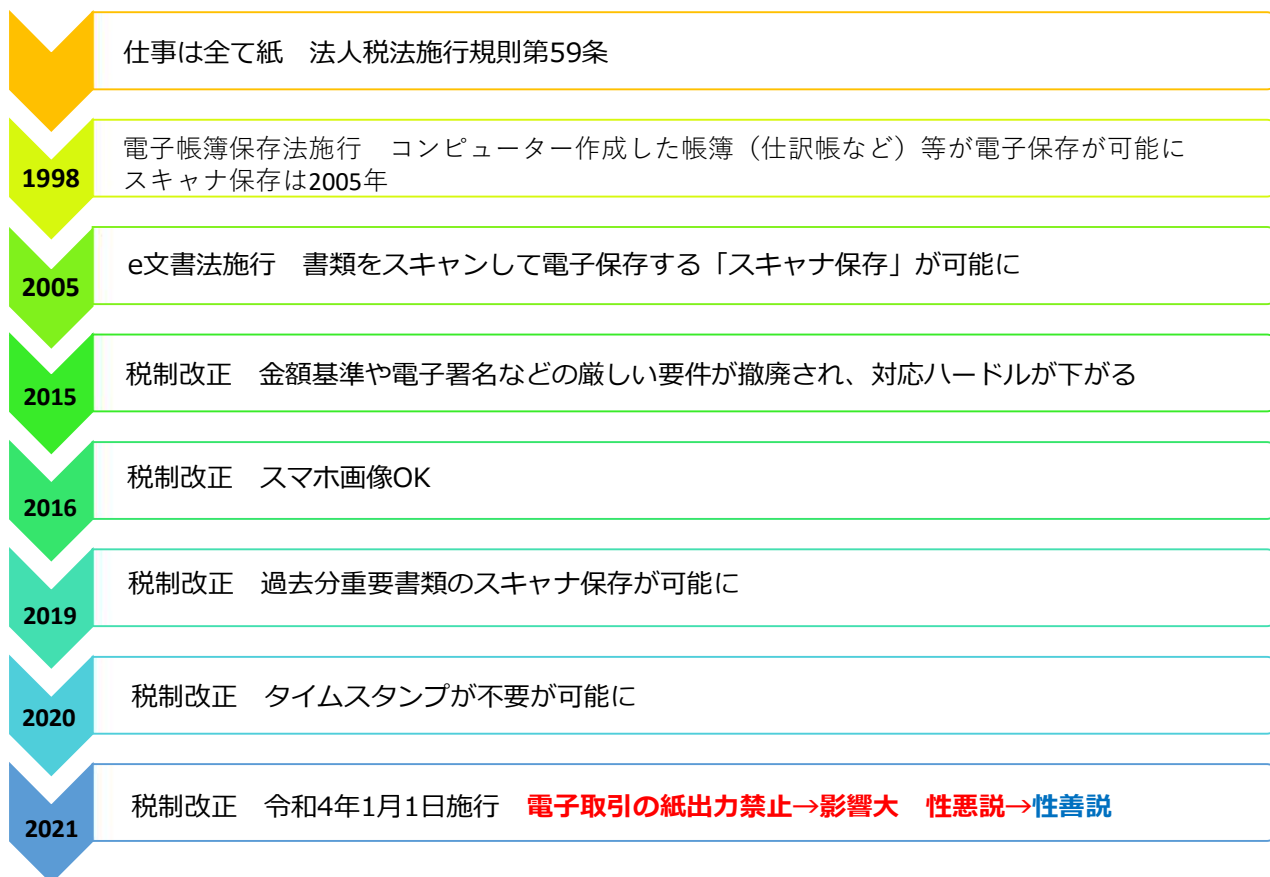
あくまでも任意→紙が原則

やるかやらないかはあなた次第

じゃあ 義務になったのは

電子取引は電子で保存→これだけ

電子帳簿保存法の歴史



法人も個人もDXしなければ！

コロナ禍こそ変化のチャンス！

業界全体においてDX（デジタルトランスフォーメーション）という言葉がトレンドになって来ています。法人の経営者だけでなく個人事業者もデジタル化に危機感を持ち、DXに取り組み始めるところも出てきましたが、従来と何も変わらない変わろうとしない企業も多く存在し、DXに対し二極化が始まってきています。**私たち税理士はお客様の現状を把握し、方向性をしっかりとお客様に示したいです。**

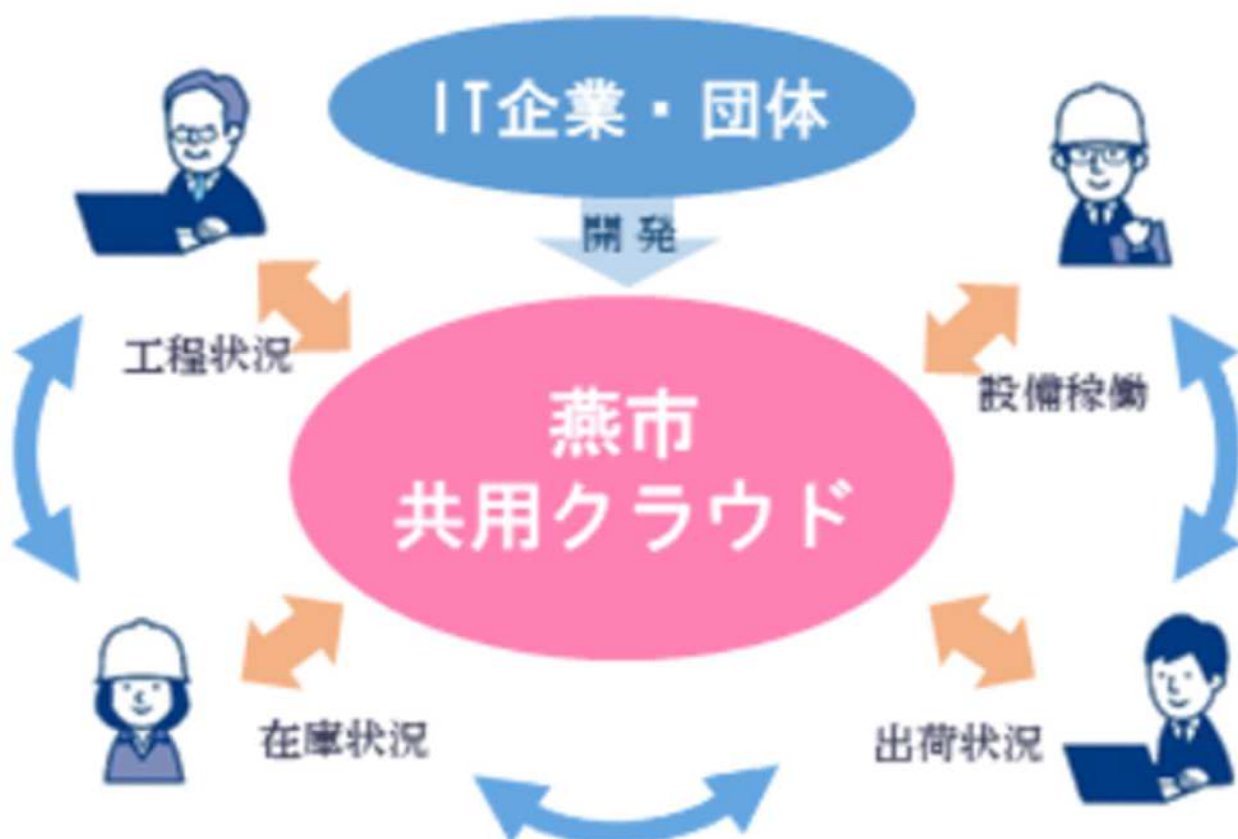
DXとは、進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるということです。

お客様のデジタル化の前に事務所の改革を！！

- 電子帳簿保存法の内容は**単純**です
- お客様に単純なことを話す事は出来ても、どうすれば良いのかをしっかりと伝えることはなかなか出来ません
- 事務所を見渡してみてください！
- 紙であふれてはいませんか？
- まずは事務所を変えてみませんか？
- 事務所のデジタル化こそ「コロナ禍」による変化（DX）の第一歩です→**完全テレワーク**



DXとは、進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるということです。



電子帳簿保存法は 私達にとって ビジネスチャンス

安心安全なところで保管→先生
お客様は分からなくとも先生に任せておけば安心
電帳法により事務所の仕事の平準化が可能に

こんなことがありますか？

- ☒ 適格請求書をEDI取引で受領していますか？
- ☐ Amazon アスクル 楽天 ヨドバシ等のネットショップで消耗品を購入していますか？
- ☐ 電子メールで請求書等を送受信してませんか？
- ☐ 銀行等とネット取引はありますか？
- ☐ 複合機が会社にありますか？
- ☐ クレジットカードやスマホ決済等のクラウドサービスを利用していませんか？

問2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。

(回答)

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます(法25)。

なお、この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含みます。)、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

これらがFAXで送られてくることはありませんか？

出典：一問一答(電子取引関係) 問2

オンラインショッピング

Amazonや楽天、yahoo!ショッピングといったオンライン通販の取引情報についてはPDFで保存しておかないといけない事は理解しやすいと思います。それぞれ保存しておいてほしいページは次の通りです

Amazon

注文履歴→該当商品の「領収書等」→「領収書/購入明細書」

楽天

購入履歴→該当商品の「注文詳細を表示」→「領収書を発行する」

Yahoo!ショッピング

注文履歴→該当商品の「領収書を発行する」

となります。これらは取引時にPDF化を忘れてしまっても、後からでも表示できますので助かります。その他のショッピングサイトでも、領収書をオンラインで発行できるようになっていますので、取引内容のわかる領収書を保存しておくのが一番良いと思います。

- ☒ 店舗請求書とEメールで依頼して大丈夫？
- ☐ Amazon アスファルト 側溝 コドバシ等の業者が
ショップの**家庭用**側溝に侵入して大丈夫？
- ☐ 数ヶ月前で評定書等を提出してあげたはず
- ☐ 銀行等と業者取引はありますか？
- ☐ **地盤改良**会社がありますか？
- ☐ クレーン・カーにドブス・ドブ害害ワラワラで
サーブと利用してはダメですか？

電子帳簿保存法は

90%以上の法人・個人

適用あり？

所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)及び法人税の保存義務者

問42 **電子取引**の取引情報に係る電磁的記録について保存要件を満たして保存できないため、**全て書面等に出力して保存**していますが、これでは保存義務を果たしていることにはならないため**青色申告**の承認が取り消されてしまうのでしょうか。また、その電磁的記録や書面等は税務調査においてどのように取り扱われるのでしょうか。

【回答】

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、その電磁的記録を出力した書面等による保存をもって、当該電磁的記録の保存に代えることはできません。

したがって、災害等による事情がなく、その電磁的記録が保存要件に従って保存されていない場合は、**青色申告の承認の取消対象となり得ます。**

なお、青色申告の承認の取消しについては、違反の程度等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上、その適用を判断しています。

また、その電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面等を保存している場合については、その電磁的記録や書面等は、国税関係書類以外の書類とみなされません。

ただし、その申告内容の適正性については、税務調査において、**納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案**して確認することとなります。

問42 電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存していますが、これでは保存義務を果たしていることにはならないため青色申告の承認が取り消されてしまうのでしょうか。また、その電磁的記録や書面等は税務調査においてどのように取り扱われるのでしょうか。

【解説】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、法第7条の規定により保存義務が課されていることから、その電磁的記録を保存する必要があります。そして、電子取引の取引情報に係る電磁的記録について要件を満たさず保存している場合や、その**電磁的記録の保存に代えて書面出力を行っていた場合(※)**には、**保存すべき電磁的記録の保存がなかったものとして、青色申告の承認の取消の対象となり得ますので注意してください。**

※ 令和3年度の税制改正前の電子取引の取引情報に係る電磁的記録を書面等に出力することにより保存を認める取扱いが廃止されています。

なお、青色申告の承認の取消しについては、「個人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」「法人の青色申告の承認の取消しについて（事務運営指針）」に基づき、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上で行うこととしています。また、電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面を保存している場合において、その要件に従って保存がされていない電磁的記録や出力した書面等については、他者から受領した電子データとの同一性が担保されないことから国税関係書類以外の書類とみなされません。

ただし、その申告内容の適正性については、税務調査において納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。

なお、**消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、改正後も引き続き、その電磁的記録を出力した書面による保存が可能とされています。**

出典：一問一答（電子取引関係）問42

電子取引
電子で保存 ×
青色取消し？

令和3年11月12日17時30分

お問合せの多いご質問（令和3年11月）

この追加問答集は、「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】（令和3年7月版）」の公表後、ご質問が多かった事項について追加問として整理し、集約したものです。

（本内容は、次回改訂時の「電子帳簿保存法一問一答」に反映されます。）

補4 一問一答【電子取引関係】問42

【補足説明】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面を保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかとのお問合せがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>

昔も今も
原則は紙
将来は？

2021年9月1日、デジタル庁が発足しました。
印鑑の省略も始まりました。

紙・データ の保存期間 は最低7年

安心安全なところで保管

青色申告等の承認を受けている事業年度に生じた繰越欠損金
→10年→11年と2か月

法人税法施行規則第59条青色申告法人の「（帳簿書類の整理保存）」について

第五十九条 青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、**起算日から七年間**、これを納税地（第三号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に**保存しなければならない**。

- 一 第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する**帳簿**並びに当該青色申告法人（次項に規定するものを除く。）の**資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿**
- 二 棚卸表、**貸借対照表及び損益計算書**並びに決算に関して作成されたその他の書類
- 三 **取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し**

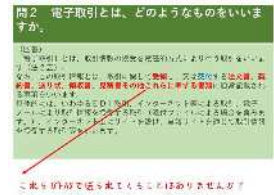
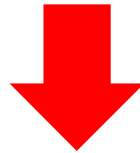
原則：紙で全て保存する

電子計算機を使用して作成する**国税関係帳簿書類の保存方法等の特例**に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）

法人税法施行規則第9条1項3号 「帳簿書類の整理保存」

原

ダイレクトFAX
ペーパーレスFAX
この際お客様に！
カウンター料金発生せず



電子取引 → 義務 = 原則
FAX ? → ちょっと脱線

令和3年度の税制改正により電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止され、その電磁的記録（データ）を保存しなければならないこととされました。

問2 電子取引とは、どのようなものをいいますか。

(回答)

「電子取引」とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいいます（法2五）。

なお、この取引情報とは、取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいいます。

具体的には、いわゆるEDI取引、インターネット等による取引、電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含みます。）、インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引等をいいます。

これらがFAXで送られてくることはありませんか？

電子帳簿保存法取扱通達7-8

ファクシミリの取扱いについて

7-8 ファクシミリを使用して取引に関する情報をやり取りする場合については、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による取引があったものとして取り扱うが、**複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合**については、法第2条第5号に規定する**電子取引に該当すること**から、規則第4条に規定する要件に従って当該**電磁的記録の保存が必要**となることに留意する。

では私達はどうする？

複合機で請求書を受け取っている場合も想定し、お客様が使用されている複合機の設定をこの際、**ペーパーレスFAXに変更**して頂く提案をしてみても如何でしょうか？その場合必要なのは複合機で受け取ったデータを保存する場所=どのPCのどこに（どのフォルダーに）保存するのかの指示が必要になります。設定料金はかからないと思いますので、提案してみても如何でしょうか？**定期保守代を超えるカウンター料金がかかります**

問4 当社は以下のような方法により仕入や経費の精算を行っていますが、データを保存しておけば出力した書面等の保存は必要ありませんか。

(6) ペーパレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用

（回答）「電子取引」（法2五）に該当すると考えられますので、所定の方法により取引情報（請求書や領収書等に通常記載される日付、取引先、金額等の情報）に係るデータを保存しなければなりません（令和3年度の税制改正前はそのデータを出力した書面等により保存することも認められていましたが、**改正後は、当該出力した書面等の保存措置が廃止され、当該出力した書面等は、保存書類**（国税関係書類以外の書類）**として取り扱わないこととされました。**

以前のFAXはアナログ送信装置の感覚がありましたが、今では立派なPCです。デジタルで受け取ったものをアナログ（紙）で出力しては法令違反と言われても仕方ありません。デジタルはデジタルで保管が原則となった今、紙で出力しないように設定は変更しておいた方が良さそうです。



令和3年11月12日17時30分

お問合せの多いご質問（令和3年11月）

この追加問答集は、「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】（令和3年7月版）」の公表後、ご質問の多かった事項について追加問として整理し、集約したものです。
（本内容は、次回改訂時の「電子帳簿保存法一問一答」に反映されます。）

【その他】関係（留意事項）

ス追6 電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、一度、出力して書面にしたもの
を、スキャナ保存することは認められますか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を出力した書面について、スキャナ保存することは認められません。

【解説】

令和3年度税制改正においては、真実性確保のための要件（改ざん防止要件）が特段課されていない出力した書面等は、他者から受領した電子データとの同一性が必ずしも十分に確保できているとは言えないことから、出力書面等による保存措置が廃止されたところです。したがって、他者から受領した電子データを書面等に出力して保存することは、電子帳簿保存法や他の税法に基づくものではありませんので、当然、その出力書面等は電子帳簿保存法に基づくスキャナ保存の対象となりません。

ただし、電子帳簿保存法に従った電子データの保存が適切に行われている前提で、それとは別に各納税者が社内経理の便宜などのために書面等への出力を行うことや、スキャナで読み取るなどの処理を行うこと自体を禁止するものではありません。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021010-200.pdf>

選択するかしないかは自由

R4年1月1日～
義務です

国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引
仕訳帳 総勘定元帳 その他の帳簿 (補助簿) 等	決算関係書類	取引関係書類	
	B/S P/L 棚卸表 計算、整理又は 決算に関して作 成されたその他 の書類	自己が作成する 書類の写し等	相手から受領し た書類等
帳簿データ備付 け及び保存の申 請（法4条1項）	電子データの保存申請（法4 条2項）	見積書 契約書 請求書 領収書 等	見積書 契約書 請求書 領収書 等
※自己が最初の 記録段階から一 貫して電子計算 機を使用して作 成する場合	※自己が一貫して電子計算機を 使用して作成する場合	※保存要件あり	※保存要件あり
電子帳簿等保存		スキャナ保存	電子取引に係る データ保存

※EDI取引≡将来の電子インボイス 商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組み、受発注管理・決済管理システムに利用＝燕三条(燕市)

電帳法対象者は？



法人・個人事業主
規模を問いません
だから・・・⇒問12

所得税(源泉徴収に係る所得税を除きます。)及び法人税の保存義務者

問12 妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

電子取引について一部義務化になったとか？

私達のような零細企業に義務に対応するために新たな支出をしろという事ですか？

問12 妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】

例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

1 請求書データ（PDF）の**ファイル名に、規則性をもって内容を表示**する。

例）2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書⇒「20221031_（株）国税商事_110,000」

2 「取引の相手先」や「各月」など**任意のフォルダに格納**して保存する。

3 【問24】に記載の規程を作成し備え付ける。→**問24に規程サンプルあり**（後ほど触れます）

※ 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

※ 判定期間に係る**基準期間**（通常は2年前です。）の**売上高が1,000万円以下**であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、**上記1の設定は不要**です。

いやいやそうではありませんPCをお持ちの
ようなので、保存の仕方をちょっと変えて
頂くだけで結構です。保存にあたって必要
な道具はこちらで用意しておきます

出典：電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）問12

ファイル名付け方（例）

最初の8桁＝金額（カンマは入れない）

「__」アンダーバー

記号d＝電子取引 s＝Scannerなど

日付（西暦年月日）20210304＝8桁

「__」アンダーバー

取引の相手先名

例より

00110000_d20221031_(株)国税商事

8桁固定 9桁固定 → 逆でもOK

問12 妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

【回答】

例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

1 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例）2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書⇒「20221031_（株）国税商事_110,000」

2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

3 【問24】に記載の規程を作成し備え付ける。→問24に規程サンプルあり（後ほど触れます）

※ 税務調査の際に、**税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。**

※ 判定期間に係る基準期間（通常は2年前です。）の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記1の設定は不要です。

【解説】

令和3年度の税制改正により電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止され、その電磁的記録（データ）を保存しなければならないこととされました。請求書データ等の保存に当たっては、一定の要件に従った保存が必要ですが、**上記の方法により保存することで要件を満たす**こととなると考えられます。

なお、上記1の代わりに、**索引簿**を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることも可能です。（索引簿の作成例）

受領した請求書等**データのファイル名に連番**を付して、内容については**索引簿**で管理する。

※ **索引簿（サンプル）**については、**このページからダウンロード**できます。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	株霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店株	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店株	領収書
④				

出典：電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）問12

問33 当社には電子取引の取引データを保存するシステムがありませんが、電子取引の取引データを保存する際の**検索機能の確保の要件**について、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。

【回答】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引の取引データ）を保存するシステムがない場合に検索機能の確保の要件を満たす方法としては、例えば、**エクセル等の表計算ソフト**により、取引データに係る**取引年月日その他の日付、取引金額、取引先の情報を入力して一覧表を作成**することにより、当該**エクセル等の機能により、入力された項目間で範囲指定、二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件設定**をすることが可能な状態であれば、**検索機能の確保の要件を満たす**ものと考えられます。

その他、当該保存すべき取引データについて、**税務職員のダウンロードの求めに応じることができるようにしておき**、当該取引データのファイル名を「取引年月日その他の日付」、「取引金額」、「取引先」を含み、統一した順序で入力しておくことで、取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索の条件として設定することができるため、検索機能の確保の要件を満たすものと考えられます。

（一覧表の作成により検索機能を満たそうとする例）

ファイル名には①、②、・・・と通し番号を入力する。

エクセル等により以下の表を作成する。

連番	日付	金額	取引先	備考
①	20210131	110,000	株霞商店	請求書
②	20210210	330,000	国税工務店株	注文書
③	20210228	330,000	国税工務店株	領収書
④				

（ファイル名の入力により検索機能を満たそうとする例）

2022年（令和4年）11月30日付の株式会社霞商事からの20,000円の請求書データの場合 ⇒ 「20221130_（株）霞商事_20,000」

※ 取引年月日その他の日付は和暦でも西暦でも構いませんが、混在は抽出機能の妨げとなることから、どちらかに統一して入力していただく必要があります。

出典：電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）問33

問33 当社には電子取引の取引データを保存するシステムがありませんが、電子取引の取引データを保存する際の検索機能の確保の要件について、どのような方法をとれば要件を満たすこととなりますか。

【解説】

検索機能については、規則第2条第6項第6号で定められているとおり、

- ①取引年月日その他の日付、取引金額、取引先を検索の条件として設定することができること
- ②日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること
- ③二以上の任意の記録項目を組み合わせで条件を設定することができること、の3つの要件が求められています。

そこで、**電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存するための専用のソフトウェア等を使用していない場合**でも、例えば、**エクセル等の表計算ソフト**により、取引データに係る取引年月日その他の日付、取引金額、取引先の情報を入力した一覧表を作成することにより、エクセル等の表計算ソフトの機能によって、**入力された項目間で範囲指定、2項目以上の組み合わせで条件設定の上抽出が可能であれば、上記①～③のいずれの機能も満たすものと考えられます。**

この方法により保存する場合には、エクセル等の表計算ソフトの一覧表の通し番号を付すなどして、一覧表から取引データを検索できるようにする必要があります。

出典：電子帳簿保存法一問一答（電子取引関係）問33

電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義（電帳法基本通達4-14）

「国税に関する法律の規定による……電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、**税務職員からダウンロードの求めがあった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じること**をいう。

「その要求に応じること」とは、当該職員の求めの全てに応じた場合をいい、**一部でも応じない場合は要件に従って保存等が行われていないことになる。**

また、ダウンロードの求めの対象には、備付け及び保存が行われている国税関係帳簿又は保存が行われている国税関係書類が対象となり、その電磁的記録の提出については、**税務職員の求めた状態で提出される必要がある。**

電子帳簿保存法が**大改正**されました

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「**電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律**（平成10年法律第25号。以下「**電子帳簿保存法**」といいます。）」の改正等が行われ（**令和4年1月1日施行**）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。

出典：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

荀子から孟子へ

荀子の**性悪説**「人の性は悪なり、その善なるものは偽らざるものなり」が「孟子の**性善説**」の本質と見直された→**私見**



旧電帳法ニガタガタの改ざん防止策 一人では無理

営業領収書写メ
3営業日以内
帳簿システム

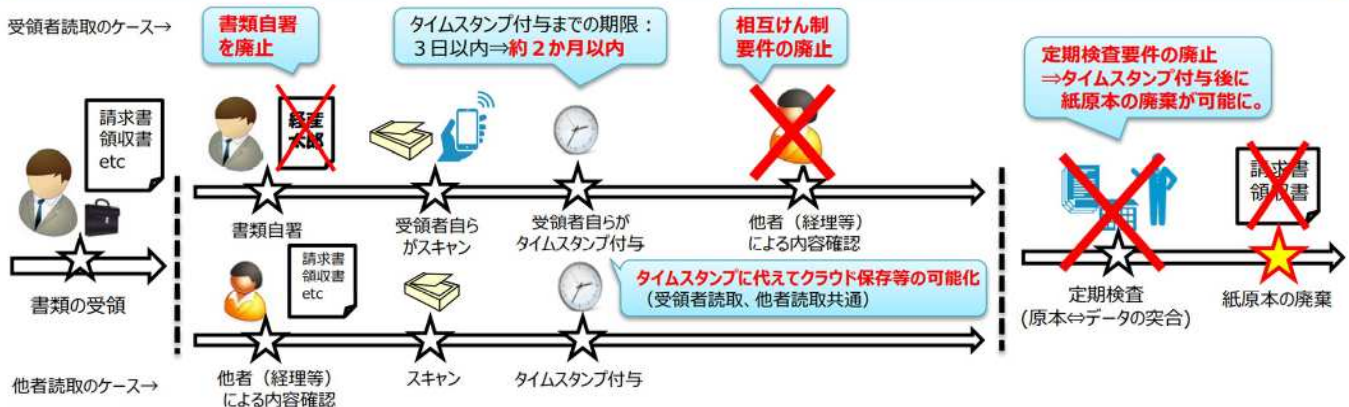


適正事務処理要件
J-SOX→内部統制
平成27年追加
一人社長無理

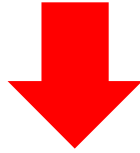
改ざん＝悪い事は→しないよね



- 特にスキャナ保存導入のボトルネックであった厳しい内部統制要件を抜本的に見直し、ペーパレス化を一層促進。



性悪説 → 性善説



旧電帳法→新電帳法令和4年
取りやめの届出書
原則提出必要

税務署長への申請承認必要
税務調査前に電帳法確認

ICSは説明書を用意



概況書記載事
項になるかも

不要＝調査の当日電帳法やっ
てますでOK→ただし説明

調査午前中はシステムの説明＋検索の仕方についての説明

旧電帳法適用
不正が難しい→調査省略 (私)



調査官は一度も会計ソフトを触ったことがない

全く新しい調査の方法
を一から勉強 (私)

調査午前中はシステムの説明+検索の仕方についての説明
調査官はPC操作が苦手では難しい

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

— 税務行政の将来像2.0 —

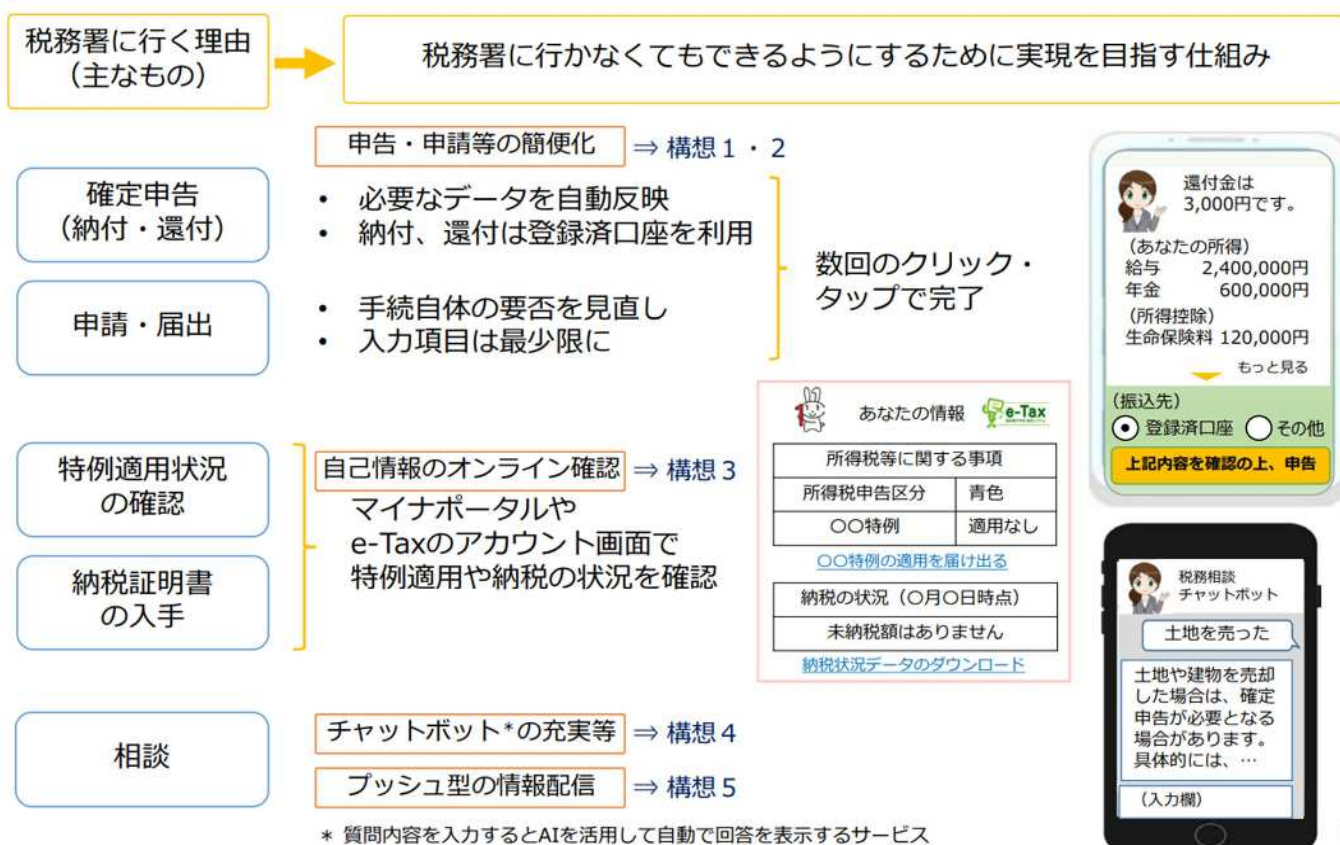
令和3年6月11日
国税庁

あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会 (将来構想)

「課税・徴収の効率化・高度化」に関する取組状況

18

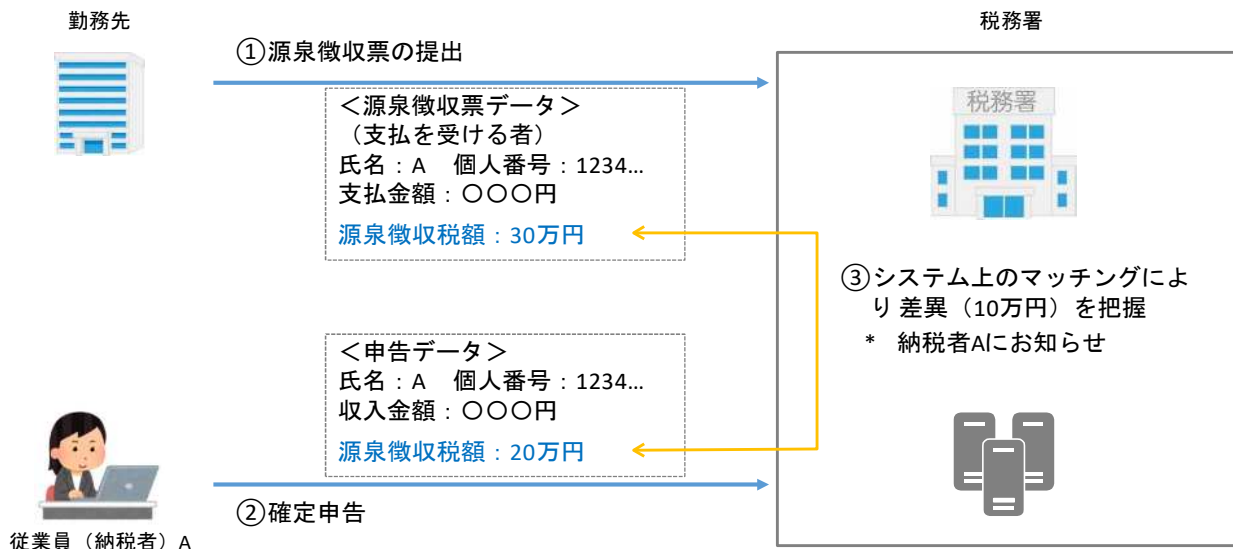
あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して



申告内容の自動チェック

マイナンバーや法人番号をキーとして、納税者から申告された内容と国税当局が保有する各種データをシステム上でマッチングし、効率的に誤りを把握する取組を進めています（マッチングできるデータの拡大と正確性の向上を目指しています）。

（例：源泉徴収税額の過不足）



（注）

- 給与所得の源泉徴収票は、原則として年収500万円超の方の分が税務署に提出される一方、地方税当局には、原則として全ての給与支払情報が報告されています。その他のデータも含め、国・地方の連携を図っていくことが重要と考えています。

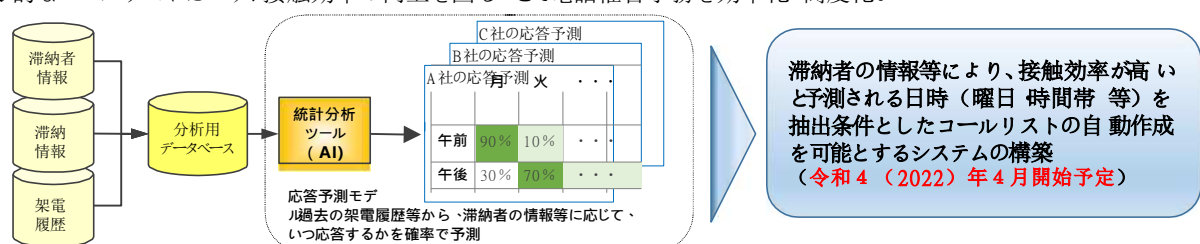
19

AI・データ分析の活用

将来的なAIの活用も見据え、幅広いデータの分析により、申告漏れの可能性が高い納税者の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。



- 滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析して応答予測モデルを構築。応答予測に基づき作成した効果的なコールリストにより、接触効率の向上を図ることで電話催告事務を効率化・高度化。



※ BA（Business Analytics）ツール：統計学や機械学習等の技術を用いてデータ分析を行うツール。

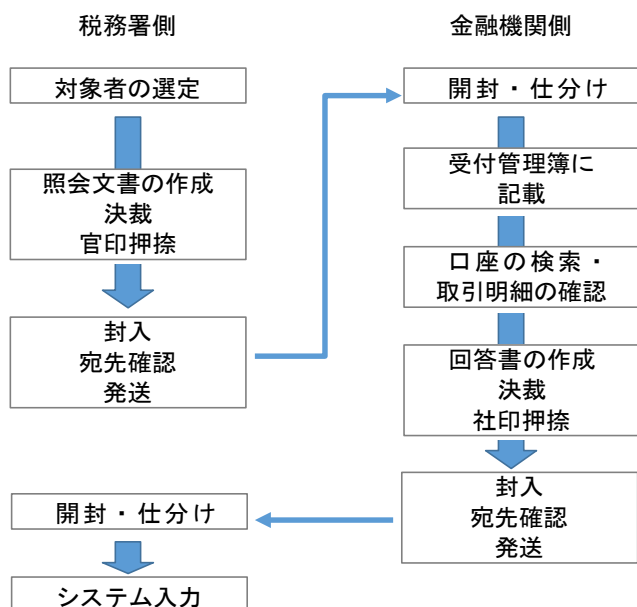
20

照会等のオンライン化

官民の業務の効率化を図る観点から、これまで書面や対面により行っていた①金融機関への預貯金照会や②税務調査における必要な資料の提出について、オンライン化を図ります。

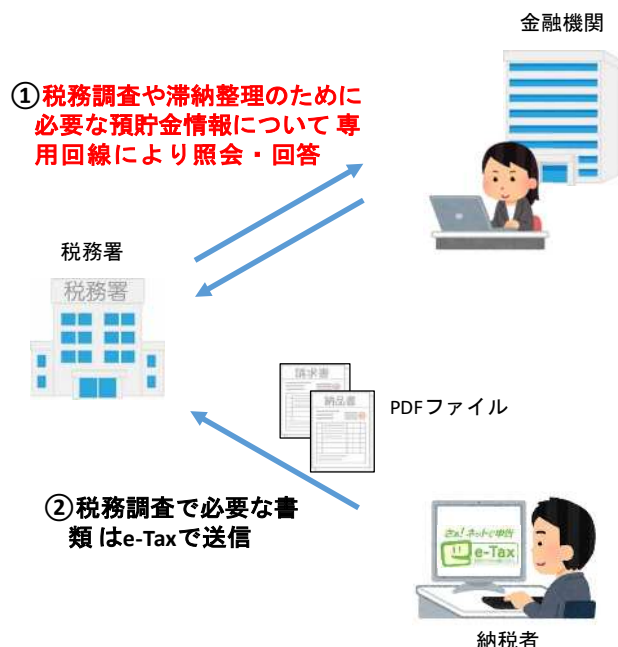
【①令和3年10月～（予定） ②令和4年1月～（予定）】

（現状：書面による預貯金照会の業務フロー）



照会文書や回答書は原本（紙）を保管

（オンライン化のイメージ）



21

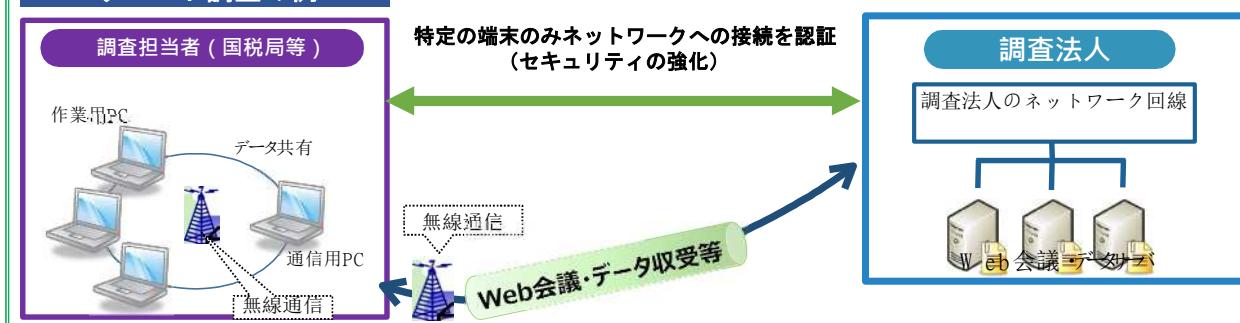
Web会議システム等の活用（リモート調査）

納税者の理解を得て、税務調査の効率化を進める観点から、大規模法人を対象にWeb会議システムなどを利用したリモート調査を実施しています。【令和2年7月～】
国税庁においても必要な機器・環境の整備を進め、リモート調査の拡大に取り組んでいきます。

Web会議システムの活用の例



リモート調査の例



22

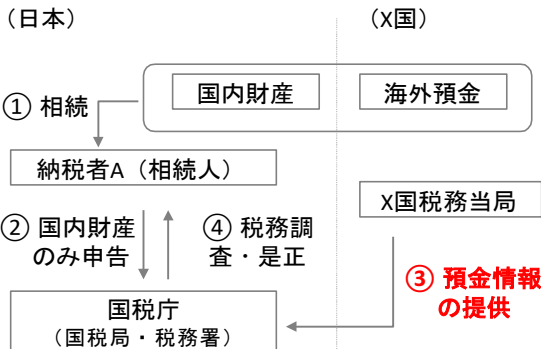
(参考) 国際的な課税・徴収逃れへの対応

国際的な取引や海外の資産を利用した悪質な課税・徴収逃れに対しては、外国税務当局との情報交換や徴収共助により、厳正かつ的確な対応を行っています。引き続き、外国税務当局との連携・協調を拡大・強化し、適正・公平な課税・徴収の実現に取り組んでいきます。

(外国税務当局との連携・協調による課税・徴収の事例)

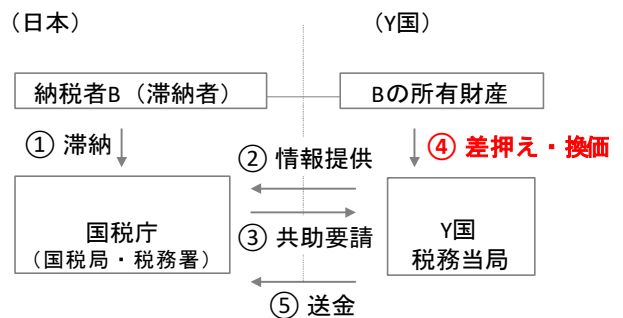
事例1：海外預金の申告漏れの把握

- ① 納税者Aは、国内の財産のほか、海外（X国）の預金（被相続人名義）も相続。
- ② Aは、相続税申告において国内財産のみ計上。
- ③ X国税務当局から国税庁（日本）に預金情報（CRS情報）を提供。
- ④ 税務調査により、申告漏れを是正。



事例2：徴収共助による滞納国税の徴収

- ① 納税者Bは、国税を滞納しているが、国内には十分な財産を保有していない。
- ② 国税庁は、Y国税務当局からの情報提供により、BがY国に財産を保有していることを把握。
- ③ 国税庁からY国税務当局に共助要請。
- ④ Y国税務当局はY国内の財産を差押え・換価。
- ⑤ 日本への送金により、滞納国税の全額を徴収。



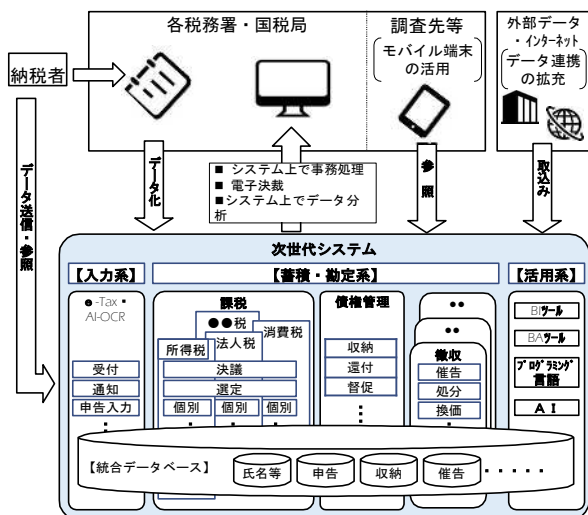
23

システム高度化と人材育成

「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に向けた施策を支えるため、基幹システムの刷新（次世代システムの開発）や、データ分析を行うことのできる人材の育成に取り組んでいます。
【次世代システムについては、令和8年リリース予定】

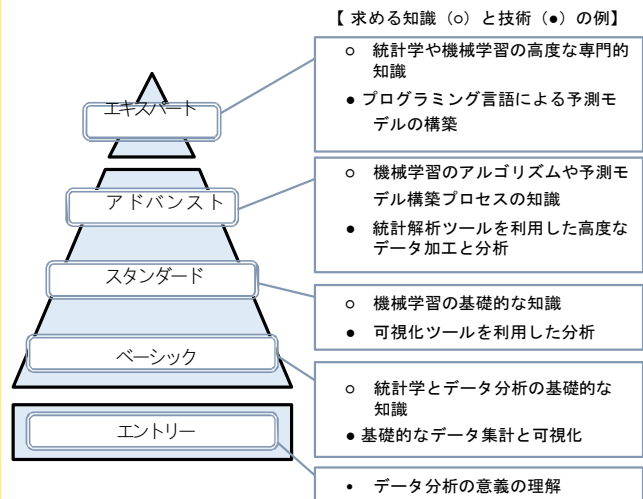
システム高度化

- 次世代システムの開発コンセプト
- 紙からデータ（書面中心からデータ中心の事務へ）
 - 縦割りシステムの解消（税目別データベース等の見直し）
 - メインフレームからの脱却（オープンシステム化）



人材育成

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備するなど、人材の育成に取り組んでいます。



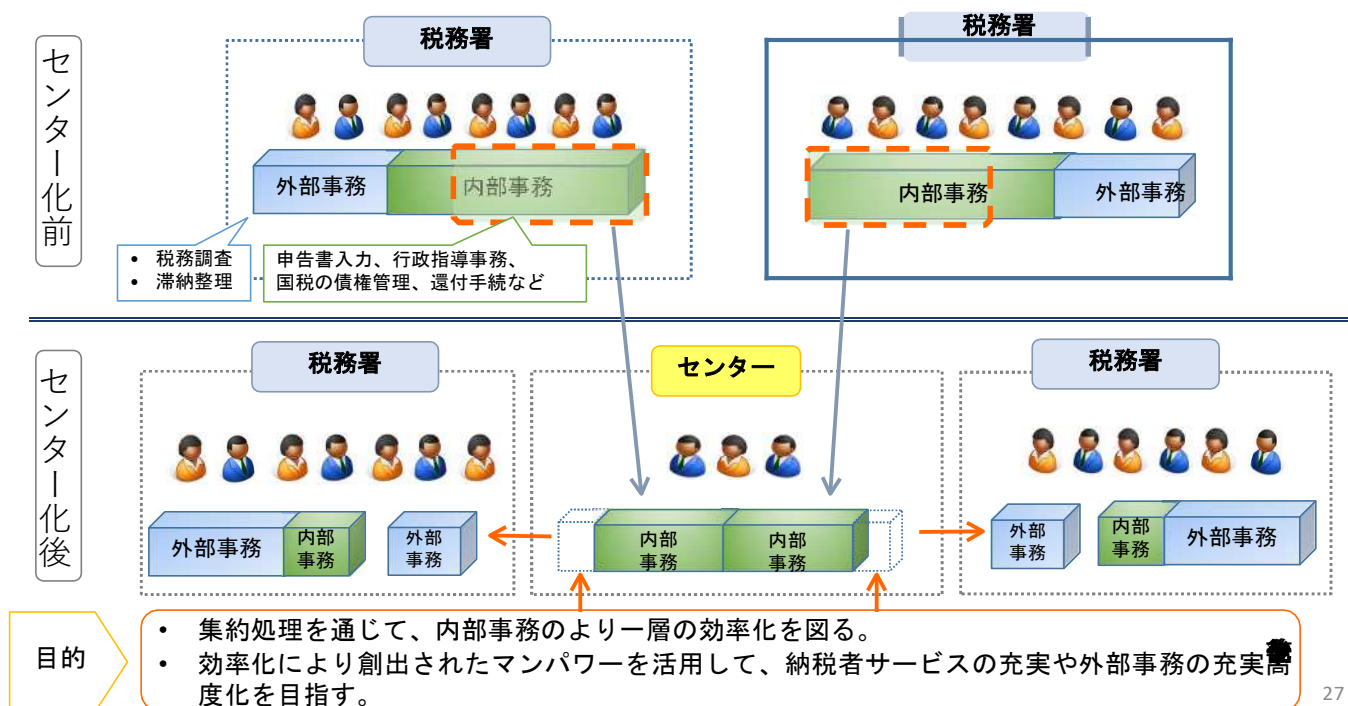
(注) システム面の検討に当たっては、最新の各種セキュリティ対策を導入するなど、極めて重要な納税者情報の取扱いに細心の注意を払います。

26

内部事務の集約処理（センター化）

複数の税務署における内部事務（申告書等の入力や審査、還付金の返還手続、行政指導事務等）を国税局のセンターで集約して処理する「内部事務のセンター化」に取り組んでいます。

（センター化のイメージ）



27

関係機関（地方税当局・関係民間団体等）との連携・協調

引き続き、他省庁と連携・協調し、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出することは不要とする）やワンスストップの実現に向けて取り組むとともに、税理士会をはじめとする関係民間団体と連携・協調し、適正納税の確保に向けた取組を推進していきます。

（これまでの取組の例）

国・地方のデータ連携によるワンスオンリー化（添付書類削減）

これまで国（税務署）と地方の双方に提出が必要であった法人の財務諸表について、国に電子提出した場合は、地方への提出は不要となりました。【令和2年4月以後終了の事業年度分～】



関係民間団体との連携・協調

税理士会をはじめとする関係民間団体の皆様には、電子申告の推進に向けた取組や租税教室の開催など、税務行政に対して多大なるご協力をいただいています。

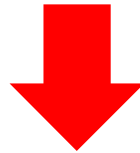
＜関係民間団体による取組の例（主なもの）＞

- 電子申告の推進に向けた周知・広報
- マイナンバーカードの取得・促進に向けた周知・広報
- 確定申告期における無料相談の実施
- 小中学校等における租税教室の開催

28

デジタル書類存在証明は タイムスタンプ最強

電帳法対象者
法人（大中小）
個人事業主
ロビー活動の失敗？
NTPサーバー→
タイムスタンプと同等



タイムスタンプを使わない
方向へシフト **私**

最低でも初期費用6,000円 8,000円/月 1,000タイムスタンプ含む
アマノタイムスタンプサービス3161

電帳法はお金が掛かる



お金を必要としない
一問一答問12（既出）

帳簿→しっかりと連携した
システム必要＝J-SOX



簡単クラウド会計帳簿も認める
複式簿記

検索要件は一杯



日付 金額 会社名
旧検索システムであれば・・・

1. 取引年月日その他の日付、取引金額その他主要な記録項目での検索
2. 日付又は金額に係る記録項目について範囲を指定しての検索
3. 二以上の任意の記録項目を組み合わせての検索

性善説→重加算税+



若しくは

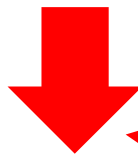
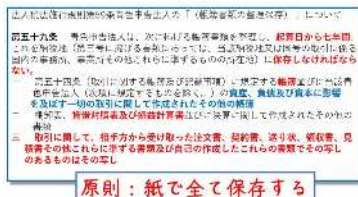


国税関係帳簿 国税関係書類 の保存問題ない

旧電帳法対応だから



若しくは



優良帳簿の届出可能

特例国税関係帳簿の適用届出書

届出書は各自作成

お客様の信頼・顧問料アップ



そのために何をすべきか！
お分かりになったと思います
それでは本編へ

結論

電子帳簿保存法の帳簿の電子保存や
スキャナ保存は義務ではない
あくまでも任意→紙が原則
やるかやらないかはあなた次第

じゃあ 義務になったのは

電子取引は電子で保存→これだけ

令和3年度改正の電子帳簿 保存法の概要について

～お客様のデジタル化の前に事務所の改革を～

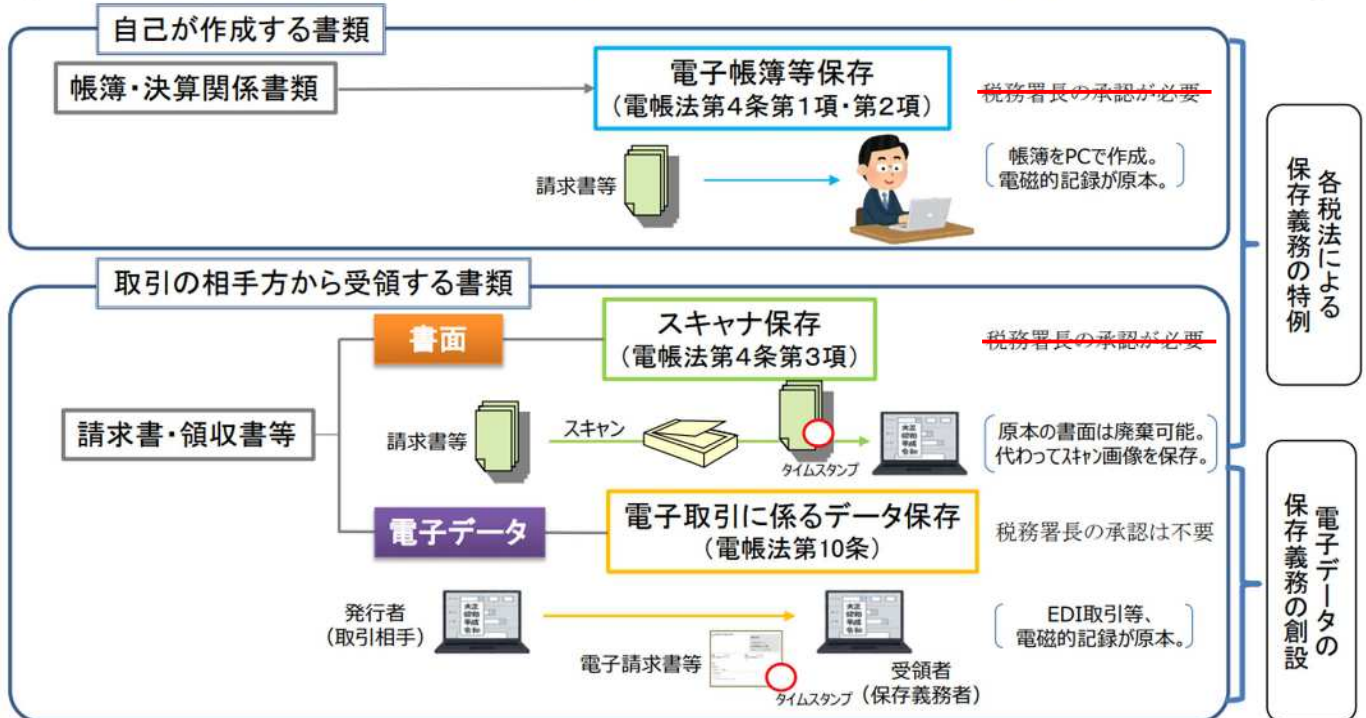
2021年7月16日国税庁ホームページにて、
電子帳簿保存法の取り扱い通達趣旨解説
及び一問一答集が公開されました

電子帳簿保存法とは

- 各税法で**原則紙での保存が義務づけられている**帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
- 電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく **3種類**に区分されています。

電子帳簿保存法における国税関係帳簿書類の保存の類型

- 電子帳簿保存法は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点からの要件が設けられており、このため、より事後検証可能性の高い、信頼性の高いものとなっている。
- 電子帳簿等保存とスキャナ保存については、各税法に定める帳簿等保存義務の特例として一定の要件の下で承認に基づきデータによる保存を認めるものである一方、電子取引に係るデータについては電帳法において保存義務を創設。
- なお、電子帳簿等保存とスキャナ保存については、承認制によりその適用に係る予見可能性や法的安定性を確保。



<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/noukan/2020/2noukan2kai.html>

選択するかしないかは自由

R4年1月1日～義務です

国税関係帳簿	国税関係書類	電子取引
仕訳帳 総勘定元帳 その他の帳簿 (補助簿) 等	取引関係書類 自己が作成する書類の写し等	取引関係書類のうち電子的に授受した取引情報
決算関係書類 B/S P/L 棚卸表 計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類	見積書 契約書 請求書 領収書	EDI取引 NET取引 電子メール クラウド 等
帳簿データ備付け及び保存の申請 (法4条1項)	請求処理 (原票会計S)	原票会計S
※自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合	見積書 契約書 請求書 領収書	原票会計S
電子データの保存申請 (法4条2項)	スキャナ保存申請 (法4条3項)	電子取引に係るデータ保存 (法10条→7条)
※自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合	※保存要件あり	※申請不要 ※保存要件あり
電子帳簿等保存	スキャナ保存	電子取引に係るデータ保存

※EDI取引とは、将来の電子インボイス 商取引に関する情報を企業間で電子的に交換する仕組み、受発注管理・決済管理システムに利用

令和5年10月～ 適格請求書（インボイス）の記載事項

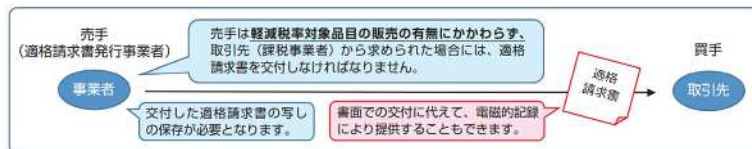
AI読取自動仕訳

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

① 株式会社〇〇御中		⑥ 請求書	
② ××年11月分			
11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/2	小麦粉 ※	2,160 円	
⋮		⋮	
11/30	ビール	6,600 円	
※ 軽減税率対象		③ 合計	87,200 円
(10%対象 40,000 円)		うち消費税	7,200 円
(8%対象 40,000 円)		⑤ 消費税	4,000 円
		⑤ 消費税	3,200 円
④		① 登録番号 T1234567890123	



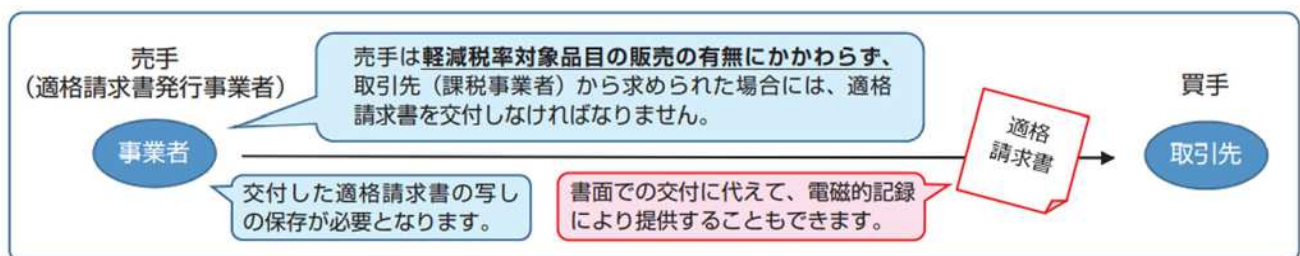
紙のインボイスは
悲劇→作成者・受領者
いづれも保管



参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

令和5年10月～ 適格請求書（インボイス）の記載事項

「3万円未満の課税仕入れ」等は一定事項を記載した帳簿のみで仕入れ税額控除できたが、これらの規定は廃止



紙のインボイスは
悲劇→作成者・受領者
いづれも保管



参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

令和5年10月～ 適格請求書（インボイス）の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

（注）適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

株〇〇御中		⑥ 請求書	
②		××年 11 月分	
11/1	牛肉 ※		5,400 円
11/2	小麦粉 ※	③	2,160 円
⋮			⋮
11/30	ビール		6,600 円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200 円
			うち消費税 7,200 円
(10%対象 40,000 円)		⑤	消費税 4,000 円
(8%対象 40,000 円)		⑤	消費税 3,200 円
④		△△(株)	
①		登録番号 T1234567890123	

Point 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）

- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆる EDI 取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

紙のインボイスは
悲劇→作成者・受領者
いづれも保管



参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

令和5年10月～ 適格請求書（インボイス）の記載事項

Point 適格請求書に係る電磁的記録（電子インボイス）

- 適格請求書は、書面での交付に代えて、電磁的記録（電子データ）で提供することができます（電子インボイス）。
- 適格請求書に係る電磁的記録の記録事項は、書面で適格請求書を交付する場合と同じです。
- 適格請求書に係る電磁的記録の提供方法として、例えば、受発注に係るオンラインシステムを介した連絡（いわゆる EDI 取引）、電子メール送信、インターネット上のサイトを通じた提供、記録用媒体での提供などがあります。

紙のインボイスは
悲劇→作成者・受領者
いづれも保管



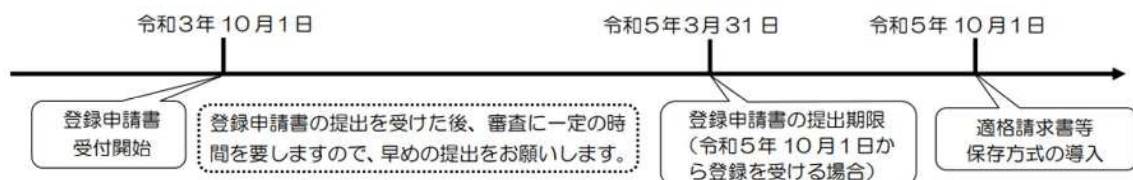
参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

適格請求書発行事業者登録制度

- ① 適格請求書（インボイス）を交付できるのは、「**適格請求書発行事業者**」に限られます。
- ② 「適格請求書発行事業者」の登録には、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」の提出が必要です。
- ③ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、**課税事業者を選択**する必要があります。

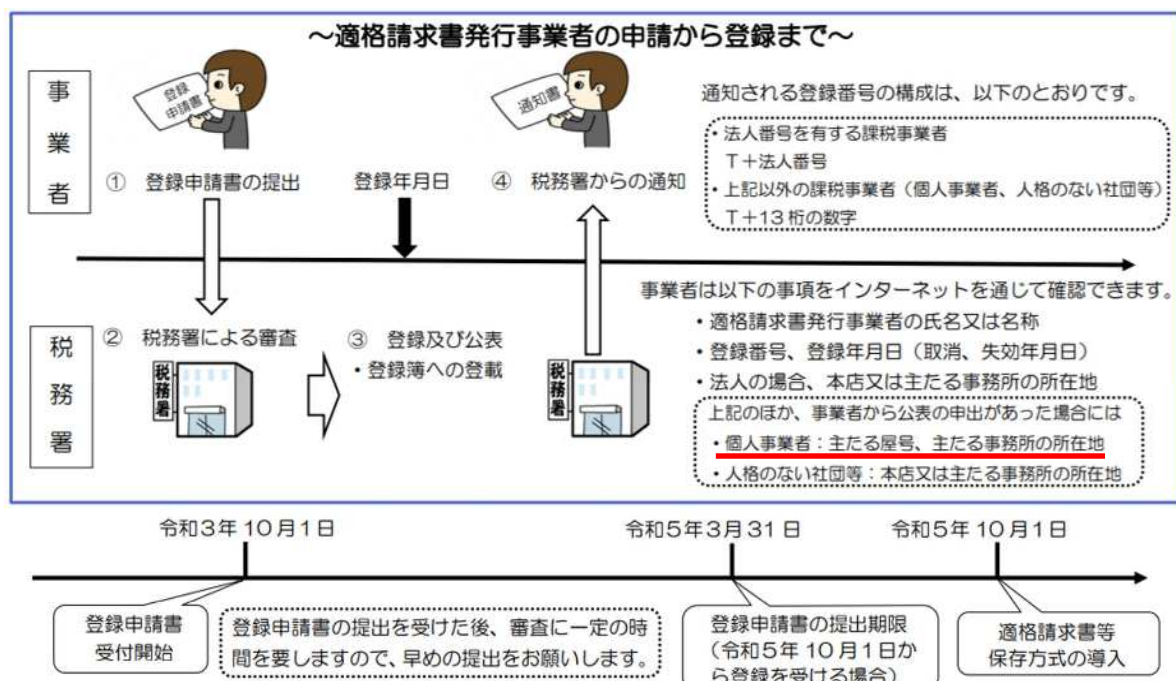
※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても**免税事業者にはならず**、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

令和5年10月～



参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>

令和5年10月～ 電子2週間 紙 1 か月 適格請求書発行事業者登録制度



参考：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>

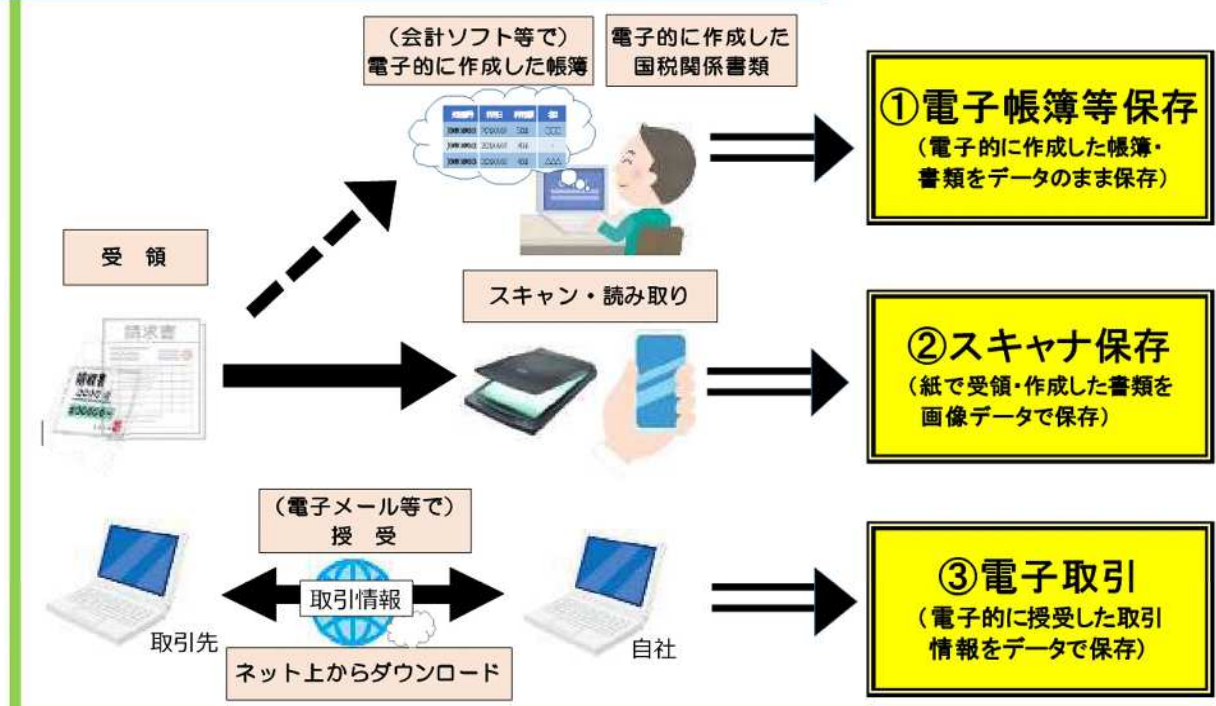
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/300416.pdf>

日本 ICS の場合



適格請求書発行事業者の登録申請書
届出書処理→届出書Ⅲにある
→作成→電子申告

～ 電子帳簿保存法上の区分 (イメージ) ～



1/3 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、**電子的に作成した国税関係帳簿**を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、**事前承認は不要**とされました（**電子的に作成した国税関係書類**を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

~~※ 令和4年1月1日以後も**改正前**の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を**令和3年9月30日までに**所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。~~

事前承認制度廃止＝税務署は調査対象者が電帳法を適用しているかどうか知らない

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

出典：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

2/3 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について**優良な電子帳簿の要件**（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、**本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者**について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される**過少申告加算税が5%軽減**される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要の**“優良”**の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

出典：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

3/3最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には**複式簿記**）に従って記録されるものに**限られます**。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要の“**その他**”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

出典： <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ※ 改正後、記録項目は 取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	—
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	—
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		—	—※1	○※2

出典： <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

優良電子帳簿→青色申告特別控除

保存要件概要		改正前	改正後
		優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	○	○	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること	○	○	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること	○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと	○	○	○
検索要件 ① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ② 日付又は金額の範囲指定により検索できること ③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○ ○ ○	○ △※1 △※1	— — —
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	—	—※1	△※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスクリーンショット及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考）優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、届出書の提出がある場合には、**所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。**

出典：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

電子帳簿の保存要件の概要

要件	項目	現在	その他の帳簿	優良帳簿
真実性の確保	履歴の確保	●	×	●
	相互関係確保	●	×	●
可視性の確保	システム関係書類等の備付け	●	●	●
	見読可能性の確保PCプリンタ	●	●	●
	検索機能の確保	●	×	●
税務調査協力	当該職員の質問検査に基づく国税関係帳簿に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある時は、これに応じる		●	×

優良帳簿の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出→過少申告加算税→5%軽減→**旧電帳法でも届出必要**

その他の電子帳簿と優良電子帳簿

その他の電子帳簿と優良電子帳簿

その他の電子帳簿

システムの概要書やプリンタ・ディスプレイ等を備付け。税務調査時等の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの要請に対応できる

優良電子帳簿

訂正等の履歴が残り、帳簿間での相互関連性、検索要件すべてを満たしているシステムを使用している場合特典を設定、ただし**届出が必要**となる

通常課される過少申告加算税から、電子帳簿上の申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の5%に相当する金額を控除＝**過少申告加算税5%軽減**

青色申告特別控除65万円

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する事業年度より

電子帳簿の手続きに関するQ&A

問：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、**過少申告加算税の5%軽減**や**所得税の青色申告特別控除（65万円）**の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

回答：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の**適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに**、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した**届出書を提出**していただく必要があります。

電子帳簿の手続きに関するQ&A

問：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の**優良な電子帳簿**の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも**届出書の提出は必要ですか**？

回答：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した**届出書の提出が必要です**。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、**その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります**。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

出典：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

令和3年電子帳簿保存法の改正（帳簿関係）

電子帳簿保存法承認制度の廃止 電帳法4条

帳簿：令和4年1月1日以降開始する事業年度分から適用

書類：令和4年1月1日以降保存を開始するデータから適用

スキャナ保存：令和4年1月1日以降保存を開始するスキャナ保存から適用

国税関係帳簿の要件緩和

国税関係帳簿の作成及び保存の要件緩和

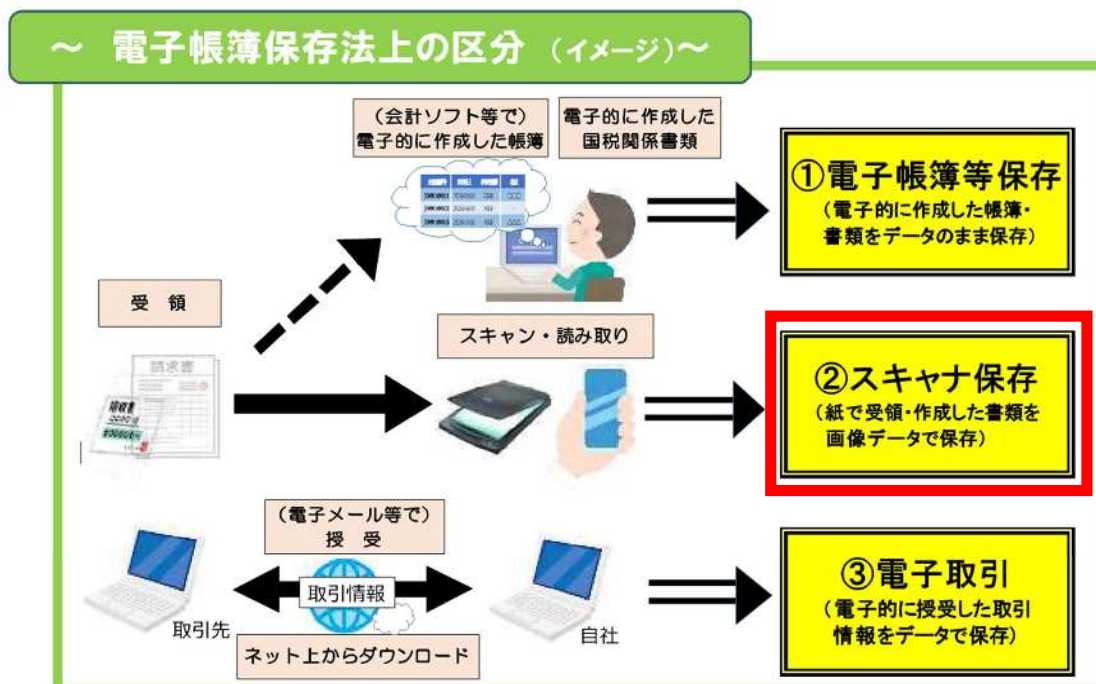
優良電子帳簿制度→**事前の届出書提出必要**

その他の電子帳簿（複式簿記）

過少申告加算税5%減免

青色申告特別控除65万円

スキャナ保存（区分②）に関する改正事項



出典： <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

1/4税務署長の事前承認制度が**廃止**されました。

承認申請が**不要**になりました

事前承認制度廃止＝税務署は調査対象者が電帳法を適用しているかどうか知らない

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

出典： <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

2/4タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

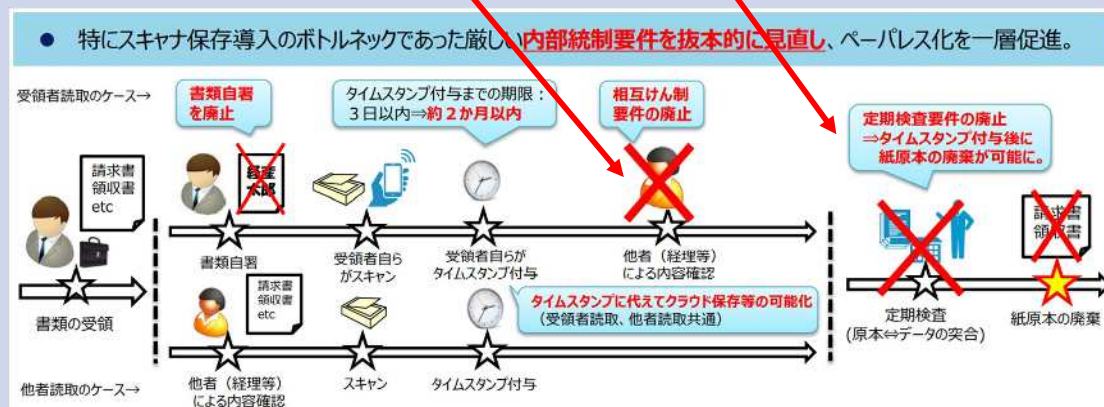
- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、**最長約2か月と概ね7営業日以内**とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への**自署が不要**とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等（注1）において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、**タイムスタンプの付与に代えることができる**こととされました。
（注1）訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。
- (4) 検索要件の記録項目について、**取引年月日**その他の日付、**取引金額**及び**取引先**に限定されるとともに税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせ条件を設定できる機能の確保（帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

出典：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

3/4適正事務処理要件（注2）が廃止されました。

（注2） **相互けん制**、**定期的な検査**及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。



令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

出典：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>
[zeiseikaisei.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf)

4/4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される**重加算税（国税通則法68条）が10%加重**される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

出典： <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

スキャナ保存要件の概要図（イメージ）



出典： <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

法第4条3項スキャナ保存 新旧対比

新

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。**以下この項において同じ。**）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めるところにより、**当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該国税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該国税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従って行われていないとき（当該国税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該保存義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。**

旧

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該国税関係書類に記載されている事項を財務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合であって、**所轄税務署長等の承認を受けたときは**、財務省令で定めるところにより、**当該承認を受けた**国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもって**当該承認を受けた**国税関係書類の保存に代えることができる。

承認が無くても原本廃棄は出来るが、電帳法に従ってデータが保存されない場合 帳簿データとか決算関係書類・自社発行書類の控えのデータは電帳法に沿って保存されていなくとも基本紙に出力すれば税法上問題ないとなるが、スキャナ保存の場合原本が廃棄されてしまうと元に戻すことが出来なくなる→青色の取り消しや推計課税も？したがって、最低でもデータはとっておくという確認規程

問18 バックアップデータの保存は要件となっていますか。

【回答】

バックアップデータの保存は**要件となっていません。**

【解説】

バックアップデータの保存については法令上の要件とはなっていませんが、電磁的記録は、記録の大量消滅に対する危険性が高く、経年変化等による記録状態の劣化等が生じるおそれがあることからすれば、保存期間中の可視性の確保という観点から、**バックアップデータを保存することが望まれます。**

また、必要に応じて電磁的記録の保存に関する責任者を定めるとともに、管理規則を作成し、これを備え付けるなど、管理・保管に万全を期することが望ましいと考えられます。

スキャナ保存の要件を緩和 機器とシステムの要件

システムの要件	令和3年度の改正
タイムスタンプ付与機能→ いらない？ 入力時情報の確認 訂正及び削除データの履歴保存及び内容確認 入力者情報の確認 取引書類データと帳簿データを1対1で関連付け 検索機能の確保	タイムスタンプ不要→入力期限内に入力されていることが確認できる場合 クラウドサーバの時刻設定がNTP（公共）サーバの時刻情報と同期されている必要がある＝時刻情報の書換え出来ない＝クラウドサーバが仕様になっていればOK オンプレでもNTPサーバの時刻情報と同期して書換えができないなどの場合OKか？ 検索項目の緩和 3項目に限定 DLでもOK 取扱通達4-28
入力機器の要件	
解像度200dpi以上で入力 スマホ等のカメラは387万画素以上 カラー画像（RGB各256諸調）一般書類は白黒256	変更なし
出力機器の要件	
14インチ以上のディスプレイ カラープリンター 整然とした形式や文字を認識できる、速やかに検索し出力できる	変更なし

スキャナ保存の要件を緩和 運用に関する要件

期限内に入力＝重要書類	令和3年度の改正事項
重要な書類 のスキャナ保存入力期限（次のいずれか） ・速やかに（概ね7営業日以内） ・業務サイクル後速やかに（2か月＋7営業日） ・特に速やかに（ 自署 ＋概ね3営業日）経費精算	「速やかに」又は「業務サイクル後速やかに」以内に入力する→ スキャナ保存に係る事務処理手順を定めた社内規程 の整備 2か月＋7日→標準に 「自署」「特に速やかに」→廃止
適正事務処理要件	
相互けん制体制（ 二人以上の態勢 で入力する） 定期検査 （第三者が定期的に検査を行い入力を確認 検査後原本廃棄可能 入力期限後の原本は保存） 改善（不備が発覚した場合→報告・原因究明・再発防止の態勢）	適正事務処理要件は廃止 されたが「 スキャナ保存に係る事務処理手順を定めた社内規程 」は 必要
申請書作成・提出→承認	
所轄税務署に電帳法承認申請書を提出 申請期限→スキャナ保存を行う日の3か月前 みなし承認	承認制度廃止 税務調査時に電帳法採用について、説明できるように準備をしておく

問21 「国税関係書類に係る記録事項の入力」を入力期間内に行うこととされていますが、入力期間内に単なるスキャニング作業を終えていればよいのでしょうか。

【回答】

単にスキャニング作業を終えていればよいのではなく、入力期間内に、スキャニングした国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された状態又はその後の当該電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除の履歴等を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含みます。）に格納した状態にしなければなりません。



出典：電子帳簿保存法一問一答（スキャナ保存関係）問21

問21 「国税関係書類に係る記録事項の入力」を入力期間内に行うこととされていますが、入力期間内に単なるスキャニング作業を終えていればよいのでしょうか。

「解説」～また、令和3年度の税制改正により、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除の履歴等を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含みます。）に**入力期間内に電磁的記録を保存したことが確認できる場合**については、その確認をもって**タイムスタンプの付与に代えることができる**こととされましたが、この入力期間内に保存したことが確認できる場合とは、例えば、**他者が提供するクラウドサーバ**（同号二に掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限ります。）により保存を行い、当該クラウドサーバが**NTP**（Network Time Protocol）**サーバと同期**するなどにより、その国税関係書類に係る記録事項の入力がその作成又は受領後、速やかに行われたこと（その国税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその国税関係書類に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと）の**確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当します**（取扱通達4－28）。

出典：電子帳簿保存法一問一答（スキャナ保存関係）問21

スキャナ保存の手続に関する Q & A

問：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

回答：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

出典：<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

問56 スキャナ保存の要件を満たさず保存されている電磁的記録は、どのように取り扱われるのですか。

【回答】

スキャナ保存の要件を満たさず保存されている電磁的記録については、**各税法上の保存書類としては取り扱われません。**

【解説】

スキャナ保存の要件を満たして保存が行われていない電磁的記録については、法第4条第3項後段の規定により保存が行われている場合であっても、その電磁的記録は国税関係書類とはみなされないこととなります（法8①）。

そのような場合には、各税法に定める保存義務が履行されていないこととなるため、**仕入税額控除の否認や、青色申告の承認取消し等の対象となる可能性があります**（スキャナ保存に係る国税関係書類（紙原本）の保存がある場合は除かれます。）。

令和3年電子帳簿保存法の改正（スキャナ保存関係）

まとめ

電子帳簿保存法承認制度の廃止 電帳法4条

帳簿：令和4年1月1日以降開始する事業年度分から適用

書類：令和4年1月1日以降保存を開始するデータから適用

スキャナ保存：令和4年1月1日以降保存を開始するスキャナ保存から適用

スキャナ保存の要件緩和

タイムスタンプ付与が不要に→期限内入力の確認できる・訂正削除履歴が残るシステム NTP時刻サーバと同期

特に速やかな3営業日入力期限+自署 **廃止**

適正事務処理要件 **廃止**

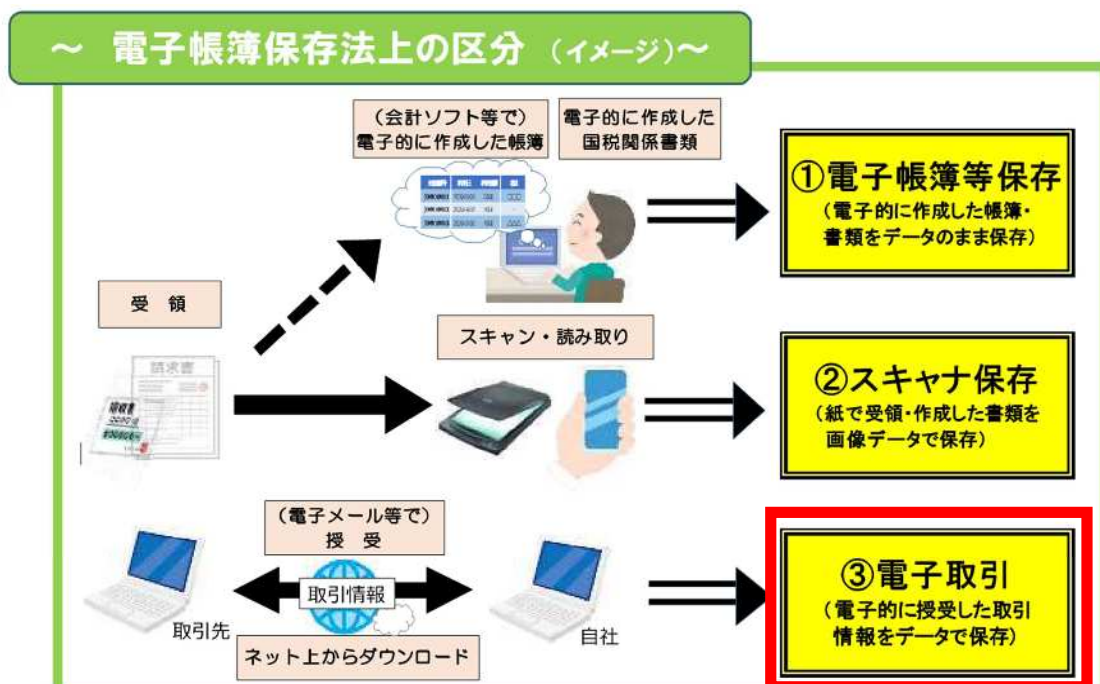
検索項目3項目に限定

罰則規定の強化

電帳法の要件に従った保存がされていない国税関係帳簿書類に係るデータ・電子取引データは税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない

重加算税10%加重

電子取引（区分③）に関する改正事項



1/2電子取引のタイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存（区分②）に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

**遅滞なく→最長約2か月と概ね7営業日以内
取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先**

（注）「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

出典： <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

2/2適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その**電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。**

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き**出力書面による保存が可能**です。

(2) **電子取引**の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される**重加算税が10%加重**される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

出典： <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

電帳法10条→7条（令和3年度改正）

重要

第十条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

令和4年1月1日以降の電子データに係る書面保存は不可能
電帳法の要件に従ったデータ保存が必要



第七条 所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存 令和3年度改正 規則4条（参考）

第四条 法第七条に規定する保存義務者は、電子取引を行った場合には、当該電子取引の取引情報（法第二条第五号に規定する取引情報をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る電磁的記録を、当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合又は当該取引情報の送付が書面により行われその写しが作成されたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次に掲げる措置のいずれかを行い、第二条第二項第二号及び第六項第六号並びに同項第七号において準用する同条第二項第一号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同条第六項第六号（ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる要件（当該保存義務者が、その判定期間に係る基準期間における売上高が千万円以下である事業者である場合であって、当該要求に応じることができるようにしているときは、同号に掲げる要件）を除く。）に従って保存しなければならない。

一 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、当該取引情報の授受を行うこと。

二 次に掲げる方法のいずれかにより、当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すとともに、当該電磁的記録の保存を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと。

イ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことを当該取引情報の授受後、速やかに行うこと。

ロ 当該電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（当該取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

三 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子計算機処理システムを使用して当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行うこと。イ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。ロ 当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと。

四 当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと。

電子取引に係る電磁的記録の保存要件

①保存場所	データの送信側の納税地 及び データの受信側の納税地	納税地で保管しなくても OK→納税地で 見る ことが出 来ればクラウドでもOK
②保存期間	原則7年間（法人税施行規則第59条）→11年2 か月年のデータ保存	青色申告・連結納税の承認 を受けている会社＝繰越欠 損金の控除は10年間→生じ た事業年度は10年間
③措置 保存されべき 電子取引 データの真実 性が担保され る措置	以下の①～④いずれかの措置を行う事 ①送信者側がタイムスタンプ付きデータを送 信・受信者側は検証機能 ②取引情報の授受後、タイムスタンプを付し、 保存担当者情報を確認できるように措置 ③訂正削除出来ない（又は訂正削除履歴が保 存）システムでデータを授受及び保存 ④ 正当な理由がない訂正および削除の防止に 関する事務処理規程を備付け・運用	EDI取引 メール クラウ ド FAX それぞれの電子取 引の授受方法ごとに検討 タイムスタンプの付与期限 の緩和 EDIやクラウド上が対応 →どの会社も用意しておく
④保存要件	関係書類の備付け・見読性の確保・検索機能 の確保（日付・金額・取引先）検索項目をDL 出来れば問題ない	操作マニュアル等 電子取 引データがすぐに見れる

電子取引の保存要件

改正→スキャン保存時期と同じに

真 実 性 の 要 件	以下の措置のいずれかを行うこと ①タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ②取引情報の授受後、 速やかに （又はその業務の処理に係る通常の間を 経過したのち、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者 又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認で きるシステムまたは記録事項の訂正・削除を行うことが出来ないシステム で取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当の理由が無い訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その 規程に沿った運用を行う→サンプルあり
可 視 性 の 要 件	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム。ディスプレイ、プ リント及びこれらの操作マニュアルを備付け、画面・書面に整然とした形 式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備付けること 検索機能※を確保する事 ※帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることが出来るようにし ている場合には、②③不要）保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることが 出来るようにしている場合には、検索機能不要

正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程

〔法人の例〕

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第1章 総則

〔目的〕

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する取引関係簿籍の保存方法の特別に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

〔適用範囲〕

第2条 この規程は、〇〇の全ての役員及び従業員（契約社員、パートタイマー及び派遣社員を含む）、及び下請に）に応じて運用する。

〔管理責任者〕

第3条 この規程の管理責任者は、●●とする。

第2章 電子取引データの取扱い

〔電子取引の範囲〕

第4条 当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引
 - 二 電子メールを利用した請求書の受発
 - 三 ■■（クラウドサービス）を利用した請求書の受発
 - 四 ……
- 配属に当たっては、その範囲を具体的に配属していただく。

〔取引データの保存〕

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報のうち、第6条に定めるデータについては、保存期間中に△△保存する。

〔個人事業者の例〕

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

この規程は、電子計算機を使用して作成する取引関係簿籍の保存方法の特別に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

〔訂正削除の原則禁止〕

保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

〔訂正削除を行う場合〕

業務処理上やむを得ない理由（正当な理由がある場合に限る。）によって保存する取引関係情報を訂正又は削除する場合は、「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整理とした形で、当該取引関係情報の保存期間に合わせて保存することをもって当該取引情報の訂正及び削除を行う。

- 一 申請日
- 二 取引関係番号
- 三 取引相手
- 四 取引内容
- 五 訂正・削除日付
- 六 訂正・削除内容
- 七 訂正・削除理由
- 八 処理担当者名

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

出典：令和3年7月国税庁電子帳簿保存法一問一答 問24

訂正・削除の防止に関する事務処理の規程 電帳法基本通達7-5

規則第4条第1項第4号（（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の訂正削除の防止））に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。

(1) 自らの規程のみによって防止する場合

- ① データの訂正削除を原則禁止
- ② 業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）
- ③ データ管理責任者及び処理責任者の明確化

(2) 取引相手との契約によって防止する場合

- ① 取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。
- ② 事前に上記契約を行うこと。
- ③ 電子取引の種類を問わないこと。

電帳法と税務調査

税務署長への申請→承認が無くなったので

電帳法を適用した場合、税務調査に際して、システム等の内容を説明できるように資料の整備を行っておく必要がある。担当調査官は会社の電帳法の状況を何も把握できないまま会社に赴くことになる

法第4条3項スキャナ保存 ～この場合において・・・

承認が無くても原本廃棄が出来るようになった。原本廃棄がされている場合に電帳法の法令要件に従ったデータが保存されない場合にはどうするか？帳簿のデータとが決算関係書類や自社で発行する書類の控えのデータを保存する場合で電帳法の法令要件に従っていない紙に出力すれば税法上は問題ない。スキャナ保存は注意が必要。保存をするべき紙の書類は原本廃棄されてしまえば元に戻すことが出来ないことになる。したがって、電帳法の法令要件通りに保存が行われていない場合には税法上保存が必要な書類としては取り扱わないことになるため、全くデータが見られなくなってしまうと税務調査上でも確認ができないし、保存が全くないので確認が出来ないとなってしまう。「この場合において～」で法令要件通り保存がされていない場合であっても必ずデータで保存しておいてくださいという確認事項となっている。そうしなければ全く何も保存されていない事となり青色申告の承認の取り消しや経費や原価の否認の対象にもなりうる。

検索要件の緩和

【現行の検索要件】

- ①取引年月日、その他の日付、取引金額その他書類の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ②日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定
- ③二以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定

【令和3年改正】

- ①の検索要件は「日付、金額、取引先」に限定
- ②③は、**税務調査の質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じる場合には不要**

電子帳票

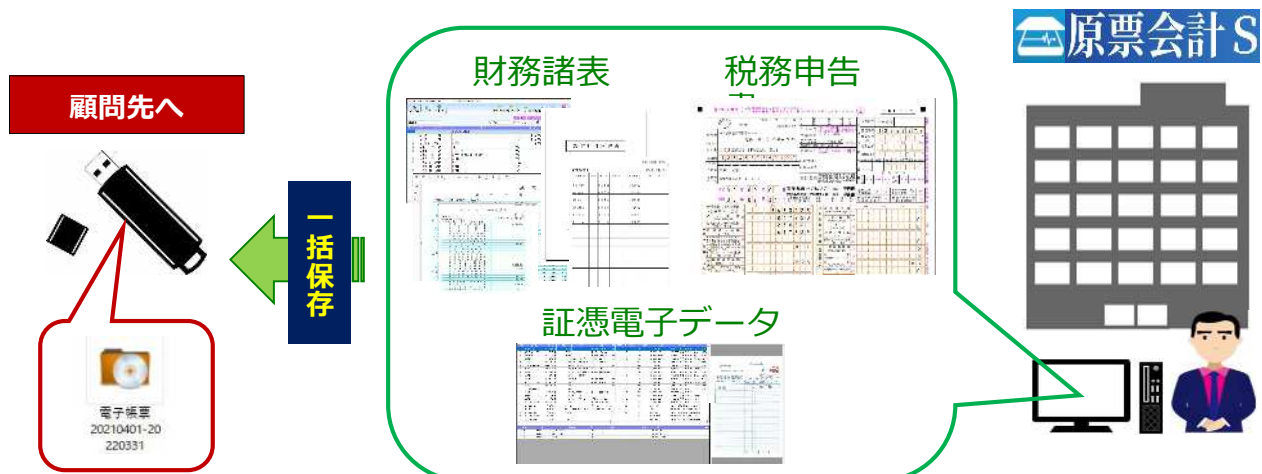
環境が無くても電帳法調査対応OK

日本ICS株式会社

【一括印刷・電子帳票作成】

税理士・会計事務所

事務所で作成した財務諸表や税務申告書、また電子証憑である原票データを一括保存して、顧問先に送付出来ます。



令和3年電子帳簿保存法の改正（電子取引関係）

電子取引の保存の厳格化

電子取引に係るデータ保存→書面保存不可

検索項目を3項目に限定→「取引年月日」「取引金額」「取引先」

適用時期には注意→令和4年1月1日以降行われる電子取引から

罰則規定の強化

電帳法の要件に従った保存がされていない国税関係帳簿書類に係るデータ・電子取引データは税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない

重加算税10%加重

令和3年度改正の電子帳簿 保存法の概要について

～お客様のデジタル化の前に事務所の改革を～

2021年7月16日国税庁ホームページにて、
電子帳簿保存法の取り扱い通達趣旨解説
及び一問一答集が公開されました

経費精算の電子化の検討ポイント 【証憑の電子化イメージ】

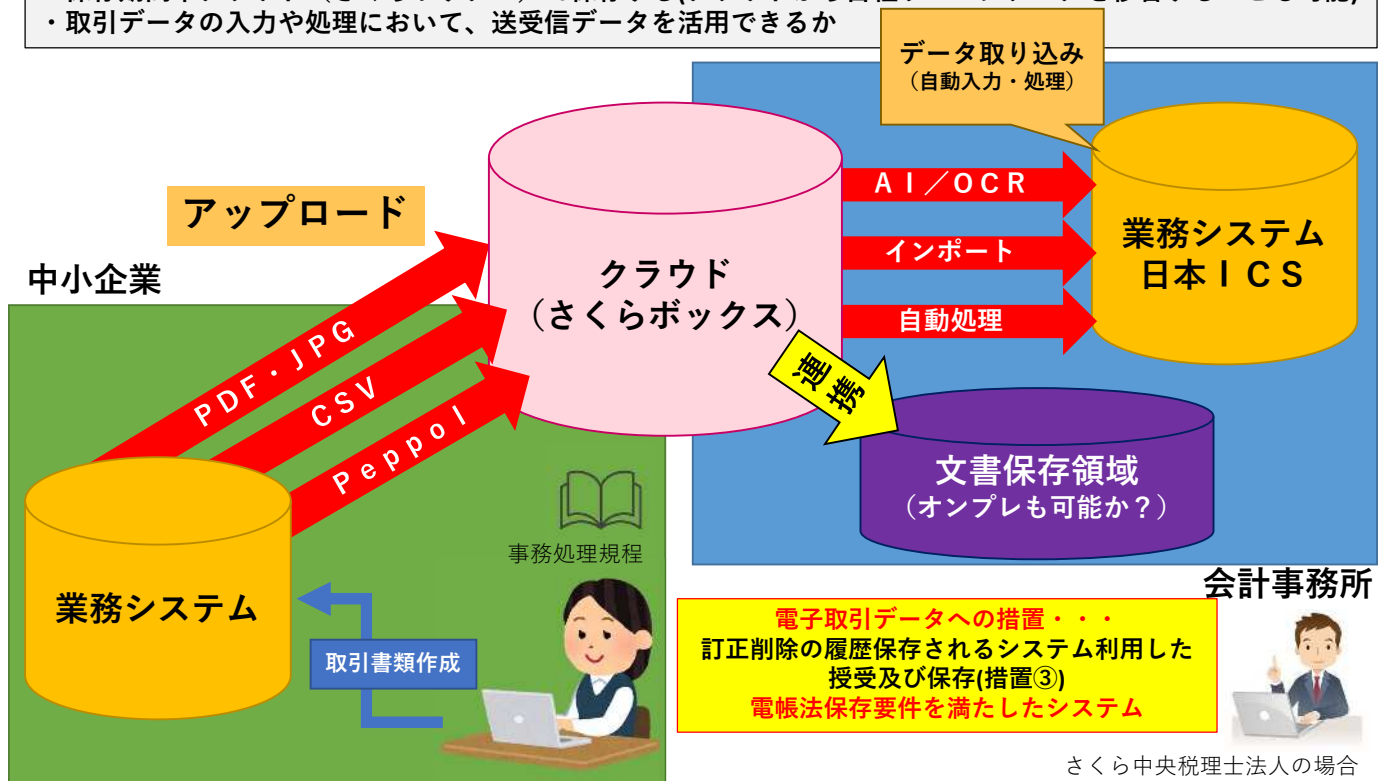


経費業務のデジタル化による業務効率向上

【クラウド（さくらボックス）を活用した取引書類授受とデジタル化の検討】

クラウド（さくらボックス）により電子取引データの授受及び保存する場合のポイント

- ・授受するデータを全て保存でき、電帳法対応ができていないこと
- ・保存期間中クラウド（さくらボックス）で保存する(クラウドから自社サーバにデータを移管することも可能)
- ・取引データの入力や処理において、送受信データを活用できるか



適用時期のまとめ

国税関係帳簿 R4年1月1日以降開始事業年度

国税関係書類 R4年1月1日以降保存を行う書類から

電子取引 R4年1月1日以降の電子取引→★注意

重加算税加重のまとめ

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

電子データに記録された事項に関し。仮装隠蔽の事実に基づき期限後申告、修正申告、更正、決定等があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に重加算税が課される場合には、**10%加重**される

スキャナ保存

電子取引

法人税法施行規則第59条青色申告法人の「（帳簿書類の整理保存）」について

第五十九条 青色申告法人は、次に掲げる帳簿書類を整理し、起算日から七年間、これを納税地（第三号に掲げる書類にあっては、当該納税地又は同号の取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地）に保存しなければならない。

- 一 第五十四条（取引に関する帳簿及び記載事項）に規定する帳簿並びに当該青色申告法人（次項に規定するものを除く。）の資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関して作成されたその他の帳簿
- 二 棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに決算に関して作成されたその他の書類
- 三 取引に関して、相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し

原則：紙で全て保存する

令和3年電子帳簿保存法の改正

国税関係帳簿の要件緩和

優良電子帳簿制度 その他の電子帳簿 国税関係帳簿の作成及び保存の要件緩和
優良電子帳簿（**事前の届出書提出必要**）→過少申告加算税5%減免 青色申告特別控除65万円

スキャナ保存の要件緩和

タイムスタンプ付与が不要に→期限内入力の確認できる・訂正削除履歴が残るシステムNTP
特に速やかな3営業日入力期限＋自署廃止 適正事務処理要件廃止 検索項目3項目に限定

電子取引の保存の厳格化

電子取引に係るデータ保存→書面保存不可
検索項目を3項目に限定→「取引年月日」「取引金額」「取引先」
適用時期には注意→令和4年1月1日以降行われる電子取引から

罰則規定の強化 **令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用**

電帳法の要件に従った保存がされていない国税関係帳簿書類に係るデータ・電子取引データは税法上保存義務がある帳簿書類として取り扱わない **重加算税10%加重**

電子帳簿保存法承認制度の廃止 電帳法4条

帳簿：令和4年1月1日以降開始する事業年度分から適用
書類：令和4年1月1日以降保存を開始するデータから適用
スキャナ保存：令和4年1月1日以降保存を開始するスキャナ保存から適用

まとめ

一問一答他（参考URL）

- 国税庁HP
 - <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>
- 一問一答（帳簿書類関係）
 - https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_04.pdf
- 一問一答（スキャナ保存関係）
 - https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_05.pdf
- 一問一答（電子取引関係）
 - https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_06.pdf
- 各種規程等サンプル
 - <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

検索：電帳法一問一答

📌 電子帳簿保存法Q&A（一問一答） | 国税庁

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/...>

電子帳簿保存法Q&A（一問一答）. 令和3年12月31日までの保存等に関するもの.（令和3年度税制改正前の適用に関するもの）. 令和4年1月1日以後に保存等を開始する方.（令和3年度税制改正後の適用に ...

電子帳簿保存法Q&A（一問一答）

令和3年12月31日までの保存等に関するもの
（令和3年度税制改正前の適用に関するもの）

令和4年1月1日以後に保存等を開始する方
（令和3年度税制改正後の適用に関するもの）

電子帳簿保存法Q&A（一問一答） ～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～

本Q&Aの取扱いについては、令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類（スキャナ保存含む）、並びに同日以後行う電子取引について適用されます。

- ▶ 電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】 [（PDFファイル/1,175KB）](#)
- ▶ 電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】 [（PDFファイル/882KB）](#)
- ▶ 電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】 [（PDFファイル/633KB）](#)

※ 令和3年7月の公表後、お問合せの多いご質問については、以下のとおり追加のQ&Aとして整理しています。こちらも上記3種類と合わせてご確認ください。

[お問合せの多いご質問（令和3年11月）](#) [（PDFファイル/234KB）](#)



https://youtu.be/FCoO_mPoFfg